テュッティ
Tutti
この子たちの
未来のために
No.29
令和４年８月
福井県議会議員 北川博規 機関紙

令和４年６月県議会・活動報告

●はじめに

一旦収束の期待も感じさせた感染者数ですが、ここにきて、再び増加に転じている状況に、どうしても神経質になってしまいがちな毎日です。

コロナに加え、ロシアのウクライナ侵略による物資や原材料の不足、特に燃料のひっ迫は、全ての生活物資価格の高騰を招いています。

「安全保障」という言葉がいろいろな形でクローズアップされていますが、食料安全保障、エネルギー安全保障、もちろん国防の視点からの安全保障、改めて、自給率の低い私たちの国の厳しい現実を突きつけられているような気がします。

今、「安全・安心な生活」と政治との関わりの強さを改めて感じます。「一人も取り残さない」ためには、自助に限界を感じる方たちへの実効性のある支援が問われているのだと思います。

６月 代表質問の中から

QR コードを読み込んでいただくと、ホームページの関連内容がご覧いただけます。
https://kitagawa-hiroki.net/

計13の項目の中から、
２つの項目の質問のみ記します。

抜粋 1　知事の政治姿勢の中から　①県内の経済情勢と中小企業支援について

質問　原油および原材料価格の高騰が続く中、県内の中小・零細企業や個人事業者の経営環境の認識と、将来を見据えた企業の経営力強化への支援策について、知事の所見を伺う。

知事からは、「県内の経済については新型コロナ禍から徐々に脱却しつつあるという状況の中で、今度は、サプライチェーン、特に中国のロックダウン等によりいろんな混乱が起き、結果として新たに製造業や建設業で、工事とか製造の遅れが見られる厳しい状況になっている。」との認識が示され、それに続いて、「県としては、まず事業継続支援金の拡充をし、すでに新しく融資の条件を変更される方への保証料の補填、さらには新しい制度融資、といったものを提案して手元の資金の確保をしていくことを考えている。」「また、将来を見据えて脱炭素とかエネルギー価格の高騰というものを乗り切っていくために、前向きな省エネ投資などについても助成を行っていこうと考えている。」との答弁がありました。

実際に、６月補正予算の中には、

- 中小企業者等への支援として、「資金繰りの円滑化」「事業継続の支援」「省エネ化の推進」
- 交通・観光事業者への支援として、「鉄道・バスでのお出かけ応援」「交通事業者等を幅広く支援」
- 農業・畜産業・漁業者への支援として、「農家のコスト増に対応」「畜産業のえさ代を支援」「漁業者の安定した経営を支援」「福井県産給食の推進」

といった、具体的な支援事業が掲げられ、県の広報紙や新聞等で、県民や事業者のみなさんへの啓発が行われています。是非、積極的に活用いただきたいと思います。

抜粋

3 福祉行政の視点から ①障がい者支援の充実・強化

質問 現在18歳までの医療的ケアが必要な重症心身障がい児に対して行われている県の独自支援を、18歳以上にも引き続き提供するよう強く求めるが、所見を伺う。

服部健康福祉部長からは、「18 歳未満の方を対象とする放課後等デイサービスについては看護職員の配置について基本的に国の方針に含まれていないということであり、平成 27 年度から県独自に支援を始めた。その結果、現在導入前より 31 名多い 61 名の方が利用している。一方 18 歳以上の生活介護では、看護職員の配置が国の報酬に含まれているということで、県独自に支援を行ってはいない。重度の方が多いため、看護職員を多く配置している場合など職員の配置状況によっては経営が厳しいなどの声をお聞きしており、令和5年度予算に向けた国への重要要望において、報酬の引き上げを要請している。県内では特に入浴の負担が大きいと利用者の声を受け、今年度から県独自の支援を始めたところであり、その利用や経営状況を踏まえ、さらなる支援の必要性について検討していく。」との前向きな答弁がありました。

R4.6.1 連合嶺南地域協議会 街宣活動

一般質問から　抜粋

QR コードを読み込んでいただくと、ホームページの関連内容がご覧いただけます。
https://kitagawa-hiroki.net/

1 コロナ特例貸付金返済における困窮者への支援について

新型コロナウイルス感染拡大の影響で困窮した人に対し、国が生活資金を貸し付ける生活福祉資金の特例貸付の返済開始が来年に迫る中、返済が困難になる利用者の増加が懸念されています。

現在の物価高騰や原材料等の入手ができず、職場が閉鎖のままといった状況は、コロナ禍に追い打ちをかけ、県民の生活を脅かしているといっても過言ではない状況です。

全国社協によると、4月2日現在、緊急小口資金は１５３万件、総合支援資金は１６７万件の貸し付け（再貸し付けを含む）が決定。総額１兆３７２６億円に膨らんだとのことであります。

また、「全国調査によると、４月末時点で、返済が難しく自己破産や債務整理の手続きをした利用者が少なくとも約５千人いる。」との報道もあります。

本県においても、3月末時点で緊急小口融資は、５，４１８件、総合貸付が５，８６２件となっているだけに、今後返済時期を迎え、精神的にも追い詰められている方も少なくないものと考えます。

質問 困窮している方に対して、生活を立て直す支援や精神的なサポートなど、何らかの支援が必要であると考えますが、現状の分析と今後の対応は？

答弁 **【知事】**

福井県において貸付の利用者は、特に、飲食店、それから建設業、サービス業の分野の方が多くなっており、この３つで全体の４割を占めている。

また、県内で、この５月末現在で借り入れを行われている方々は１１，５００件で、そのうちの８，０００件が来年の１月から返済が始まるという状況である。

例えば、満額の２００万円の借り入れをされている方については、毎月１５，０００円程度を１０年間返済をし続けるということになるわけで、これに対して、住民税非課税の世帯に対しては、返済が免除になるというような制度があります。国の方では全体のだいたい２５％くらいがそれに当たるだろうというような見通しを示していて、本県でいえば、だいたい３，０００件程度ということになる。

これについては、県とそれから市や町の社会福祉協議会、ここで相談窓口を設けており、福祉事務所等の身近な相談機関とも連携して、就労、それから家計の改善などを、お一人お一人の状況に合わせて、しっかりと丁寧に支援させていただき、精神的な負担といったこともできるだけ小さくしていけるように努めていきたい。

所感

非課税世帯の返済免除はあります。ただ、その条件はかなり厳しいものとなっているのも事実です。しかも、非課税世帯かどうかという線引きは、厳しくて難しいものです。

先日の報道でも、「仕事を少し減らして収入を下げることで非課税となる･･･まじめに精いっぱい働いたら非課税から外れる。」という狭間の中で葛藤する女性の姿が紹介されていました。

とにかく、早く手元に現金を届けることを優先していただけに、ここにきていろいろな点で大きなジレンマが浮かび上がってきています。

困窮の状況を早急に検証し、丁寧に対応することが求められます。支えきることを求めていきます。

R4.5.24 新幹線敦賀駅視察

2 医療的ケア児がコロナ陽性となった場合の対応指針について

医療的ケア児の保護者にとって、重篤化につながりかねない、コロナ感染症をはじめとする「感染症」への不安は大きなものがあります。

現在、コロナ感染症は、軽症が大半となっている中ではありますが、医療的ケア児の家族にとっては、陽性となること自体が命に係わる大問題であり、何よりも優先すべき事柄であるのです。

特に、保健所、かかりつけ医、「陽性者・接触者サポートセンター」、「受診・相談センター」と、対応にあたる機関が多岐にわたる中で、ブレの無い対応が求められます。

国の事務連絡では医療的ケア児等の受入体制の調整や入院時の保護者の付き添い、相談支援など、考え方が示されていますが、これらを踏まえ、県は明確な対応指針を示し、保護者、医療機関等に周知する必要があります。

質問

① 医療的ケア児がコロナ陽性となった場合の対応指針は？
② 医療的ケア児の保護者、医療機関、かかりつけ医療機関、そして、かかりつけ医のみなさんに対して、再度、文面での連絡体制の周知徹底を強く要望する。

答弁

【知事】

医療的ケア児がコロナ感染をした場合については、当初は、国から入院措置するようにという通知があり、福井県でも同様の措置を行っていたが、オミクロン株になり、その特性から、重症化しにくいということで、特に軽症、無症状の方については、自宅で経過観察を行うということも出てきている。

ただ、その場合も、容態を日々確認をしながら、体調に変化があった場合にはすぐに入院ができるような体制は整えている。

感染が判明した際には、家族の皆さんにも安心していただけるように、まずは主治医との間で確実に連絡が取れるようにすることが大事なことであるし、保健所とか福祉サービスの事業所による相談の支援、それから、かかりつけ医による治療が、連携が取れるような体制を敷けるように再度、徹底をしていきたい。

R4.4.22 神宮前ぽっぽ保育園の視察

【健康保険部長】

医療的ケア児は、気候や周囲の環境の変化により体調が悪化しやすいといったことがあることから、医療的ケア児と関わりのある障がい福祉サービス事業所に対して、日ごろから、市町やかかりつけ医等関係機関と連携して本人やその家族を支援するように指導している。

陽性が判明した場合には、入院の必要性を判断する保健所において、医療的ケアの必要な方について、主治医に陽性を連絡し、治療内容や症状悪化の際の対応などを確認するよう、6月10日の保健所長会議で要請した。

今後も、医療機関や主治医を含めた連絡体制を確実なものとし、医療的ケア児が適切な治療を受けられるよう、文書での周知も含めて徹底していく。

所感　これまでの事務連絡においても、「かかりつけの医療機関」「かかりつけ医」という言葉が多く記載され、それらとの連絡・連携の重要性が記されています。

医療的ケア児の医療体制において、かかりつけ医の存在は大きなものであり、思いを共有しているのを感じるだけに、陽性時には、確実に「かかりつけ医」と直接連絡がとれる体制が重要であり、自治体は医療機関等の関係機関との調整や必要なサービスの提供について積極的に関与する必要があります。

現に、陽性となり、嘔吐する我が子の姿に、かかりつけ医との連絡がうまくとれず、長時間不安な思いを強いられた方もおられました。

「周知を含めて徹底していきます。」という、知事と部長の力強い回答だけに、通達がなされるのは間違いないと思います。

ただ、その後の現認はどのようになされていくのかという点では、定かではありません。行政の力を信じたいと思います。

3　教員の時間外勤務の実態と今後の取組みについて

県は、令和３年度には、教員の時間外勤務時間が 80 時間を超える教員をゼロにするという目標を掲げ、取り組んできたわけですが、その年度が終わりました。

最初の質問の答弁でも、令和４年４月の月８０時間以上の超過勤務者は、１１１人（小学校では１３人で０．４％、中学校では６５人で３．６％、高志中を含む県立高校では３３人で２．２％、特別支援学校においてはゼロ）とのことで、２月議会で示された１月の集計結果に比べると、増加しています。

主な理由としては、「コロナ対応に係る報告書作り、コロナに対応した修学旅行などの学校行事の準備、生徒指導上で課題のある児童生徒への丁寧な対応」でしたが、それが、２月議会の教育長の「やむを得ない緊急の事態を除き・・・」という答弁を裏付けるものかどうか、今後も検証していく必要を感じます。

資料①

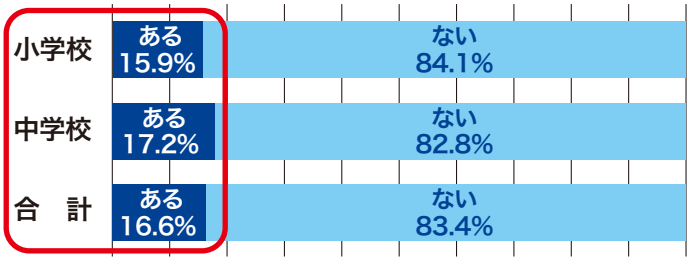

気がかりなのは、勤務時間調査や把握が公正になされているのかという点です。

資料①にあるように、内田良教授を中心とする名古屋大学のチームのアンケート調査によると、教員の勤務時間調査において、管理職や教育委員会等から「何らかの調整を求められた教員」は、１７％となっています。

質問

① 本県での報告において、そのような実態はなかったのか、また、これらの報道後、現場や市町教育委員会に対して調査を行ったのか、どのような指示や注意喚起をされたのか。また、アンケート調査によると、自主的に時間の過少申告を行っている教員の存在もあるわけだが、県はその現実を認識しているのか、認識しているのであれば、その理由はどこにあると考えているのか？

答弁　**【教育長】**

名古屋大学の内田良教授を中心とするチームのアンケート調査は、全国の公立小中学校の教員約９００人を対象にウェブ上で実施されたものであり、その中に本県からの回答があるか把握していない。

本県では、これまでも、学校に発出した文書や市町教育長会議等で、正確に記録するようお願いしており、正しく報告されているものと考えている。

所感　どうしても、質問と答弁が合致してきません。

伺いたかったのは、「本県には、何らかの調整を求められた事実はないのか。」という点であり、「自主的に過少申告をしているという現実がある中で、その改善を目指していくのか。」ということなのです。

あれだけの報道があった以上、当然、再確認と「調整の実施禁止」といった指示があったはずです。それがあいまいなまま働き方改革を進めていくのは難しいのだと思います。

まさに、**内田良教授の「調査が正しくなされていないとするならば、改革以前の問題である」**との言葉を再度かみしめる必要があるのだと思います。

再質問として、「福井市議会で、福井市教委が今年４月の小学校における８０時間超残業が0%に減ったことを明らかにしたという報道」について、福井市のこの数値に対する認識を伺いましたが、是非、教育長会議で、しっかりとブレのない方向を示していただきたいと願います。

質問　③ 今回の報告集計を通して、今後の取り組みをどのように見直していくのか、また目標値をどのように設定し、どのような姿勢で臨むのか。

答弁　**【教育長】**

県としては、超過勤務が月８０時間以上の教員ゼロを原則としつつ、県の給特法条例で勤務時間の上限として定めた「月４５時間以内、年３６０時間以内」の教職員の割合を増やすことを目標と考えている。

本年度は、超過勤務が月４５時間以内、年３６０時間以内の教職員の割合を市町別・学校別に示して、さらなる業務改善をお願いしている。

今後も市町間での情報交換を続け、働き方改革を進めていく。

所感　調査結果をオープンにして、それぞれの具体的な取組みを共有していく中で、自然と公正な姿が求められていくのだと思います。

ただ、それが更なる閉塞感に繋がってしまわないよう、しっかりと状況把握と現場の声に耳を傾けていなければなりません。

R4.4.28
会派視察 株式会社ネクアス（あわら市）

4　部活動地域移行の状況と今後の計画について

質問　① 改革集中期間とされている３年間の各年度の具体的な取り組み内容と、区切りとなる令和７年度末の目標について、所見を伺います。また、受け皿となる本県の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団における受入体制の状況および指導者の育成等について、今後の方針は？

② 受け皿となる本県の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団における受入体制の状況および指導者の育成等について、今後の方針は？

答弁　**【教育長】**

休日の運動部活動の地域移行については、指導者や活動場所の確保等の課題があり、市町によって状況や課題が異なる。今後、休日の部活動の現況調査や中学生等の意向調査、文部科学省の支援内容等を踏まえ、市町ごとに、中体連や県、地域のスポーツ団体等も参加しながら、生徒の希望に沿う形で検討を進めていく。

今後、改革集中期間において、指導者の確保や保護者の理解などの準備が整ったところから移行していく。

また、現在、部活動を指導している教員や外部指導者に対して、休日指導の意向も調査していくが、その調査結果によっては、総合型地域スポーツクラブなどの協力も必要と考えている。地域移行後の、地域クラブと学校との連携のあり方を検討するとともに、中学生の特徴や部活動の教育的意義を理解した地域の指導者を育成するため、指導者の研修についても検討していく。

所感　課題として、一般に述べられているのは、①指導者確保、②活動場所、③新たに発生する会費等の金銭的負担という点ですが、気がかりなのは、受け皿となる「総合型地域スポーツクラブ」等の問題と指導者確保の問題です。

学生や生涯スポーツ人口が多く、スポーツ施設等も充実している大きな都市とは異なり、本県の場合には、受け皿とその人的な資源という点での不安は大きなものがあります。

指導者の確保については、人材バンク等の取組みも早急に進める必要があるのは言うまでもありませんが、引き続き教員が関わっていく部門も少なくないのは確かなだけに、教員の職務と地域移行の中での活動をバランスよく進めていくことが必要です。

スポーツ庁は「主に地方で指導者不足が予想され、競技経験のある住民や保護者らが資格を取得して指導できるよう、研修を充実させる。部活顧問を務めてきた中学教員も、希望すれば兼職兼業の許可を得て従事できる。」としていますが、教員のための兼職兼業の環境整備は喫緊の課題です。

雑感　「タウンミーティングから」

7月31日に、スペシャルニーズチルドレン家族会のタウンミーティングが開催されました。

今回は、毎月定例で情報交換や困りごとを話し合っているメンバーを中心としたもので、医療的ケア児の家族会が中心でしたが、県や市の担当部署の方9名にも参加いただき、総勢26名という予想以上に熱い会となりました。

あらかじめ、お伝えしておいた柱立てのもとに、行政からの現状と取組み内容、今後の方向性を示していただいた後、それぞれの内容での意見交換でした。

2021年6月に成立し、同年9月18日に施行された**「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（いわゆる「医療的ケア児支援法」）**は、支援を**国や地方公共団体の「責務」**とし、医療的ケア児の健やかな成長を図る。そうすることで、**家族も仕事を辞めることなく、安心して生活できる社会に貢献することを目的**としています。

タウンミーティングの中で、常に流れていたキーワードは、「命」・「生きる」であり、「保護者のみなさんの離職をなくしていく」という点です。

その中では、「いつまで仕事を続けるんですか・・・」と問われ、葛藤する家族の生の声も耳にし、「医療的ケア児支援法」の大切さを再確認しました。

行政サイドも、いろいろと思いをもって動いてくださっているのは伝わってくるのですが、それを家族の方が実感できるには、まだハードルも少なくないようにも感じます。

時は刻々とすぎていき、子どもたちは成長していきます。いろいろな支援の姿を、一日も早く具体的な形にしていくことが求められます。

「医療的ケア児支援法」が理念法であるため、どうしても「分かっていても実施できない。」となってしまいがちでもあり、国の今後の取組みが大切となるのは間違いありません。また、自治体の考え方や方針によって格差が表れてくることも予想でき、しっかりと声を挙げ、具体的な取組みを形にしていくことが必要です。

そのためにも、今回のような場を増やし、「今の困り」を行政や周りの皆さんに伝えていかなければなりません。

理念法とは？

ある事柄に関する基本理念を定め、具体的な規制や罰則については特に規定していない法律。
（理念とは、ある物事において「このようにあるべき」というような根本となる考えを意味するものです。）

ホームページ
kitagawa-hiroki.net

あなたの声をお聞かせください

フェイスブック
hiroki.kitagawa.754

発行責任者／編集責任者　北川 博規

【自　宅】〒914-0056 福井県敦賀市津内町 1-12-10
【事務所】〒914-0802 福井県敦賀市呉竹町 1-41-15-202
E-mail. h.kitagawa131@gmail.com
TEL. 090-1319-6667 / FAX. 0770-22-4121